平成２３年（フ）第５４９号
仙台市太白区秋保町長袋字町31番地
債務者　岡崎　昌子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
仙台市太白区南大野田35番地の26　弐番館
債務者　荒澤　　拓
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯26番地16
債務者　太田　京子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２７号
秋田県仙北市西木町桧木内字大台野開404番地
債務者　門脇　征昭
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第６９号
石川県小松市八幡イ19番地２、従前の住所石川県小松市木場町つ１番地２
債務者　松田　徳久
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２５０号
山梨県甲斐市島上条135番地　シティ甲洋206号
債務者　須田　美子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
山梨県南アルプス市野牛島2337番地２
債務者　齊藤　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
山梨県中央市西花輪1855番地　市営飛石団地２―16
債務者　荒木　公夫
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
長野県中野市大字小田中185番地５
債務者　宮﨑　保志
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
三重県四日市市西町８番12号
債務者　増野　誠嗣
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
三重県四日市市三重４丁目３番地
債務者　宮岡真知子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
鳥取県米子市大篠津町4838番地
債務者　本池　　武
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６９号
広島県山県郡安芸太田町大字加計5668番地
債務者　二井野房子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８１号
広島市中区吉島東１丁目６番15号
債務者　今凪屋こと　今井　豊己
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６９号
広島県廿日市市四季が丘１丁目２番地５
債務者　成田　勝己
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６６号
岡山県倉敷市中央１丁目10番15号
債務者　河田久美子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８４号
広島市安佐南区上安５丁目３番２―306号
債務者　丸岡　和幸（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
山口県下関市秋根本町１丁目７番24―102号　志満マンション
債務者　下岡寿美子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係